

デジタル・ディバイド対策事業業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和6年5月

姫路市

1 業務の目的

社会全体がデジタル化の流れにあり、本市が実施する様々な事業も同様にデジタル化が進みつつある中で、高齢者のスマートフォンの所持率や利用率は、現役世代と比較すると低くなっており、高齢者のデジタル・ディバイド対策が喫緊の課題となっていることから、高齢者にとって気軽に相談できる場所や機会を設け、スマートフォンを身近に感じることができるよう環境づくりを行い、デジタル・ディバイドの解消を図るもの。また、本事業に参加した高齢者の中から、他の高齢者に教えることができる者を養成できるような取り組みを行うことで、さらなるデジタル・ディバイドを解消する機会の拡大を目指すもの。

2 募集の概要

(1) 業務名

デジタル・ディバイド対策事業業務委託

(2) 業務内容

- ア スマホサロンの企画・運営
- イ スマホ教室の運営
- ウ スマホよろず相談の運営
- エ コールセンターの運営
- オ その他、デジタル・ディバイド対策に関する業務

(3) 業務期間

ア 導入準備

契約日から令和6年8月31日まで

イ デジタル・ディバイド対策事業

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで（予定）

※ 次年度以降、令和8年度まで、毎年度随意契約を締結する予定である。その際、毎年度の契約の可否について評価を行う。

(4) 提案上限金額

月額3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

※ 年度ごとの予算額を保障するものではない。

※ 提案上限金額については、前号イに示すデジタル・ディバイド対策事業期間に係る費用である。前号アに示す導入準備期間については、費用は発生しないものとする。

3 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。

- ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 平成31年4月1日以後に、人口20万人以上の地方公共団体（特別区を含む）が発注した、デジタル・ディバイド対策、スマホ講座などを受託した実績があること。
- (10) 個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じており、一般社団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークの認定又はISO27001（ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム））認証を取得していること。

4 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課（以下「高齢者支援課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2306

FAX (079) 221-2444

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年(2024年)5月20日(月)から 令和6年(2024年)7月22日(月)まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	高齢者支援課 (参加表明者は、必要に応じて姫路市ホームページに掲載するデジタル・ディバイド対策事業業務委託契約約款(案)を閲覧し、確認すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027570.html))

5 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年5月20日(月)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年6月3日(月)
3	参加資格確認結果の通知	令和6年6月5日(水)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年6月13日(木)
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年6月18日(火)
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年6月27日(木)
7	プレゼンテーション	令和6年7月9日(火)
8	契約候補者の特定及び通知(予定)	令和6年7月11日(木)
9	契約締結予定及び審査結果の公表(予定)	令和6年7月22日(月)

6 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第3項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 履歴事項全部証明書(令和6年2月20日以降に発行された最新のものの原本)

(ウ) 業務実績調書(様式2)

(エ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。)

(オ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3。)(公告日以後に発行されたものの原本)

(カ) プライバシーマークの認定又はISO27001(ISMS(情報セキュリティマ

ネジメントシステム) 認証を取得していることを証する書類の写し

イ 提出部数

1 部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年(2024年)5月20日(月)から 令和6年(2024年)6月3日(月)まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	高齢者支援課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続 きに必要の様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027570.html))

エ 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

高齢者支援課

カ 提出期間(参加表明受付期間)

令和6年5月30日(木)午前9時から同年6月3日(月)午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(受付期間最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年6月5日(水)までに参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。(参加表明書には必ず電子メールアドレスを記入すること。)

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年6月13日(木)正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面(様式は任意)により高齢者支援課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

7 説明会

説明会は、行わない。

8 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第6項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書(様式3)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

chojushakai@city.himeji.lg.jp

エ 提出期間

令和6年6月11日（火）から同月13日（木）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答予定日

令和6年6月18日（火）午後1時（予定）

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が第11項に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

エ 参加者はプロポーザル後に配布資料の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

9 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

高齢者支援課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年6月25日（火）午前9時から同月27日（木）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 副本には、提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるよう

な表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような表示及び記載等は、本市が参加資格確認通知書で指定する文字列で代替すること。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

10 プレゼンテーションの実施

提案者は、次の要領により、前項の規定に基づき提出した提案資料について、プレゼンテーションを実施すること。

(1) プレゼンテーションは、令和6年7月9日（火）にオンラインで実施することを予定している。同月3日（水）までに日時と具体的な実施方法を電子メールにて通知するので、指定した日時及び方法により、前項の規定に基づき提出した提案資料についてプレゼンテーションを行うこと。

(2) 説明時間

プレゼンテーションの時間は、原則として提案書の内容に沿った説明を15分、質疑15分の合計30分とする。

(3) 説明内容及び説明方法

ア プレゼンテーションにおける説明は、提案書に基づいて行うものとする。提案者名が分かる内容の発言及び資料への記載は行わないこと。提案者名の代わりに、本市が参加資格確認通知書で指定する文字列を必要に応じて用いること。

イ プレゼンテーションを行う際は、提案者名を名乗らないこと。また、名札等の提案者名が分かるものを着用して実施しないこと。

ウ 追加資料の提出は認めない。

(4) 留意事項

正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とすることがある。

11 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、提案者ごとに総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、デジタル・ディバイド対策事業業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

ウ 選定委員会において、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提

案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

項目	評価基準	配点	得点
1 業務実績			
(1) 業務実績	平成31年4月1日以後に、人口20万人以上の地方公共団体（特別区を含む）が発注した、デジタル・ディバイド対策、スマホ講座などを受託した実績はあるか。（参加表明の際に示したものを1件としても良いものとする。） ※提案書（様式5）と履行実績を示す添付書類により、契約実績数を評価する。	4点 (1件×2点)	8点
2 基本的な考え方等			
(1) 目標・ビジョン	本事業に取り組むうえで、募集要項に掲げる業務の目的に則した目標・ビジョンが詳細に示されているか。	4点	8点
(2) 実施体制	本事業の実施体制について、人員の配置、人員の数や当該人員が有する知見・経験等を示し、責任の所在も簡潔かつ明確に示されているか（担当者の個人名等の記述は不可。）。	4点	8点
3 スマホサロンの企画・運営			
(1) 実施回数等	スマホサロンの実施日時、実施場所、実施回数及び参加者数について、本市の想定を満たしているか。 人員の配置、人数や役割等の体制は十分なものとなっているか。	4点	8点
(2) 実施内容	実施内容について、募集要項に掲げる業務の目的を達成するために、十分なものとなっているか。特に以下の点について、本市にとって有益な内容が示されているか。 ・高齢者が安心して気軽に参加できる環境となっているか。 ・高齢者同士が悩みや不安を共有でき、	4点	8点

	<p>その悩みや不安を解消できる取り組みとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの利活用（健康保険証利用等）に対して支援できる取り組みとなっているか。 ・姫路市LINE公式アカウント等について、登録や設定等の支援できる取り組みとなっているか。 		
(3) 追加提案	<p>スマホサロンの企画・運営について、要求水準書で指定した内容以外で、本市にとって有益な追加提案があるか。</p> <p>追加提案が提案見積書に記載された事業費の範囲内で実現可能なものか。</p>	4点	8点
4 スマホ教室の運営			
(1) 実施回数等	<p>スマホ教室の実施日時、実施場所、実施回数及び参加者数について、本市の想定を満たしているか。</p> <p>人員の配置、人数や役割等の体制は十分なものとなっているか。</p>	4点	8点
(2) 実施内容	<p>実施内容について、募集要項に掲げる業務の目的を達成するために、十分なものとなっているか。特に以下の点について、本市にとって有益な内容が示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して参加できる環境となっているか。 ・高齢者の「分からない」の解決に向けた教室となっているか。 ・高齢者のスマートフォンに関する不安を解消できる教室となっているか。 ・マイナンバーカードの利活用（健康保険証利用等）に対して支援できる取り組みとなっているか。 ・姫路市LINE公式アカウント等について、登録や設定等の支援できる取り組みとなっているか。 	4点	8点
(3) 追加提案	<p>スマホ教室の運営について、要求水準書で指定した内容以外で、本市にとって有益な追加提案があるか。</p> <p>追加提案が提案見積書に記載された事業</p>	4点	8点

	費の範囲内で実現可能なものか。		
5 スマホよろず相談の運営			
(1) 実施回数等	スマホよろず相談の実施日時、実施場所、実施回数及び参加者数について、本市の想定を満たしているか。 人員の配置、人数や役割等の体制は十分なものとなっているか。	4点	8点
(2) 実施内容	実施内容について、募集要項に掲げる業務の目的を達成するために、十分なものとなっているか。特に以下の点について、本市にとって有益な内容が示されているか。 ・高齢者が安心して参加できる環境となっているか。 ・高齢者のスマートフォンに関する不安を解消できる取り組みとなっているか。	4点	8点
(3) 追加提案	スマホよろず相談の運営について、要求水準書で指定した内容以外で、本市にとって有益な追加提案があるか。 追加提案が提案見積書に記載された事業費の範囲内で実現可能なものか。	4点	8点
6 コールセンターの運営			
(1) 実施日時等	コールセンターの実施日時、実施場所について、本市の想定を満たしているか。 人員の配置、人数や役割等の体制は十分なものとなっているか。	4点	8点
(2) 実施内容	実施内容について、募集要項に掲げる業務の目的を達成するために、十分なものとなっているか。	4点	8点
(3) 追加提案	コールセンターの運営について、要求水準書で指定した内容以外で、本市にとって有益な追加提案があるか。 追加提案が提案見積書に記載された事業費の範囲内で実現可能なものか。	4点	8点
7 その他、デジタル・ディバイド対策に効果的な業務			
(1) その他、デジタル・ディバイド対策に効果的な業務	項目3から6までの内容以外で、高齢者がデジタルに楽しく・気軽に・興味を持って取り組めるような、デジタル・ディバイド対策に効果的である業務で、本市にとって有益な提案があるか。	12点	24点

	本市が今後予定しているフレイル予防アプリの導入や高齢者を対象としたスマートフォンの購入助成について、それらの事業との連携や本業務の中で対応できる内容が提案されているか。 提案が提案見積書に記載された事業費の範囲内で実現可能なものか。		
合計			144点
選定委員（5名）合計			720点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×2.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×1.50
C	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×1.00
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.50
E	要求水準を満たしていない	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第9項第1号に定める提案資料の様式6に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である80点を付与し、その他の提案者の評価点は、80点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。

$$80 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する選定委員全員（5名）の評価点の合計と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点800点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年7月11日（木）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった

提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和6年7月17日（水）午後4時までに、本件業務の見積書を高齢者支援課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年7月22日（月）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

12 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

13 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第11項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により高齢者支援課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

14 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第3項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第219号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者。
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

15 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

16 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

17 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。